

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部改正

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）…………… 1

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）…………… 5

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）…………… 8

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）…………… 11

附則…………… 14

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
 (平成十八年金融庁告示第十九号) 【第一条関係】

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ)チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。))をいう。以下同じ。(向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ)チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。))向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一～八十 (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～8 (略)

(基本的項目)

第四十条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの(一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一～八十 (略)

(基本的項目)

第十七条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～8 (略)

(基本的項目)

第四十条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～7 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第六十八条 標準的手法採用行は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第七十一条に該当するものを除く。)の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2・3 (略)

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

第七十四条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、

4～7 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第六十八条 標準的手法採用行は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)を合計した額が一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第七十一条に該当するものを除く。)の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2・3 (略)

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

第七十四条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証された工

2
（略）
十パーセントとする。

2
（略）
クスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）【第一条関係】

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ）チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十五 (略)</p> <p>三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ）チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十七～三十九 (略)</p> <p>四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及</p>

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一～八十 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第四十六条 標準的手法採用行は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)

(を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信

び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの(一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一～八十 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第四十六条 標準的手法採用行は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)に対するエクスポージャーの額(第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)

(を合計した額が一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前

<p>用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十九条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>号の要件を満たすエクスポージャー（第四十九条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)</p> <p>第五十二条 第三十四条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）【第三条関係】

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ）チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イ）チ (略)</p> <p>リ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第二百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー</p>

及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十～七十九 (略)

(基本的項目)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、発行時の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～6 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第六十二条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとするこ

及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの(一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十～七十九 (略)

(基本的項目)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。

4～6 (略)

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例)

第六十二条 標準的手法採用金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントと

<p>2 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) 第六十八条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>	<p>とができる。</p> <p>一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)(に対するエクスポージャーの額(第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)(を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第六十五条に該当するものを除く。)(の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー) 第六十八条 第五十条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p>	<p>することができる。</p> <p>一 一の債務者(中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。)(に対するエクスポージャーの額(第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)(を合計した額が一億円以下であること。</p> <p>二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー(第六十五条に該当するものを除く。)(の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3 (略)</p>

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）【第四条関係】

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イチ (略)</p> <p>リ 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。))をいう。以下同じ。(向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十四 (略)</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。</p> <p>イチ (略)</p> <p>リ 信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。))向けエクスポージャー</p> <p>三十六～三十八 (略)</p> <p>三十九 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲</p>

げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十七（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）

を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ（略）

ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一～七十七（略）

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第三十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）

を合計した額が一億円以下であること。

<p>二一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>二一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十二条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。</p> <p>2（略）</p>
--	---

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十年十二月二十六日から適用する。

(海外特別目的会社の発行する優先出資証券に関する経過措置)

第二条 この告示による改正前の銀行告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）第七条第三項又は第四十条第三項の規定により計算された基本的項目に算入される額（平成二十年十二月二十六日前に海外特別目的会社の発行した優先出資証券に係るものに限る。）がこの告示による改正後の銀行告示第十七条第三項又は第四十条第三項の規定により計算された基本的項目に算入される額を上回るときは、当該上回る額を平成二十年十二月二十六日以後の銀行の基本的項目に算入することができる。